

## 第1回運動部活動の地域移行に向けた JSPO 加盟団体ミーティング（令和4年9月8日開催） に係る質問に対する回答

(凡例)  
日本スポーツ協会…JSPO  
総合型地域スポーツクラブ…総合型クラブ  
中央競技団体…NF

### 1. JSPO の取組に関連する内容

#### (取組全般)

質問1 運動部活動の地域移行についての JSPO としての具体的な取組策を示して欲しい。  
(中央競技団体)

#### 【回答】

適切な資質能力を身に付けた有資格指導者の確保、総合型クラブやスポーツ少年団の育成による実施団体の確保などを中心に進めていくこととしております。

質問2 JSPO から各都道府県に対して補助金を出す計画があるか。  
(都道府県体育・スポーツ協会)

#### 【回答】

現時点では、運動部活動の地域移行に特化した補助金を支出する予定はありません。  
国庫補助事業の「地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業(地域のスポーツ環境基盤強化)」など、既に都道府県体育・スポーツ協会と連携・協働して実施している事業の積極的な活用をお願いします。

質問3 県内各市区町村の実情に合わせて様々なスタイルになることが考えられる。ある程度想定されるパターンについて、出来るだけ多く具体的に例示して欲しい。  
(都道府県体育・スポーツ協会)

#### 【回答】

現在把握している事例については、JSPO のホームページに掲載しております。  
<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid509.html>  
また、スポーツ庁のホームページにおいても事例が紹介されております。  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/1405721.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405721.html)

質問4 地域にいる現場の指導者が、それぞれの地域において本件の取組状況を知りたい場合は、問い合わせ先は地域体育協会なのか地域教育委員会なのか。  
(中央競技団体)

#### 【回答】

地方公共団体により実情は異なりますが、「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」では、地域スポーツ担当部署(行政組織)が中心となって検討を進めていくこととしています。  
また、市区町村や都道府県の体育・スポーツ協会は、地域の各スポーツ団体の取りまとめを行うなどの役割を担うことが期待されています。地域においては、学校、行政、スポーツ団体、保護者などがより一層連携していくことが求められています。

#### (指導者関係)

質問5 指導者の確保の具体的な方法をどのように考えているのか。  
(中央競技団体・都道府県体育・スポーツ協会)

#### 【回答】

JSPO 公認スポーツ指導者を加盟団体の皆様とともに、より一層養成することとしております。  
養成事業は国庫補助金による委託事業を実施しており、積極的な活用をお願いいたします。  
また、スポーツ指導者資格を有していない現役教員、退職教員などに協力いただくことが不可欠と考えております。資格を有していない教員免許状所持者で、競技別の資格を受講・取得できない場合、スタートコーチ(教員免

許状所持者)やコーチ1資格の共通科目部分であるコーチングアシスタント資格の取得の推奨をお願いします。

また、大学生の積極的な活用に向けて、公認スポーツ指導者資格を大学や専門学校の在学中や卒業時に取得できる免除適応コース制度を導入されていない競技団体は、導入についてご検討をお願いいたします。

いずれにせよ、指導者不足の現状において、指導者の質的向上はもとより、量的な拡大も不可欠と考えております。

質問6 指導者の資質について、日本スポーツ協会としてどのように考えるのか。学校教育活動としての部活動について、教員の資質が問われている中で地域移行となるとさらにその内容が問われると思う。  
(都道府県体育・スポーツ協会)

【回答】

JSPO では、安全で安心なスポーツ活動を支援するため、一定のカリキュラムに基づき資質能力を身に付けた指導者が現場の指導にあたるべきと考えており、公認スポーツ指導者として認定しています。

部活動指導員を対象とした研修が設定されているように、活動内容等によって必要とされる能力や知識については、活動現場や活動内容によっては追加の研修等を実施するなどの対応が必要となるケースも考えられます。今後、研修の実施にあたっては、予算や人的資源も必要となり、各自治体や活動現場の実情に応じて検討されるべきと考えております。

質問7 指導者資格保有者の個人情報の取り扱いについて、現状では市区町村教育委員会等では情報共有ができない規定になっていることが懸念事項である。情報の取り扱いや共有団体の幅等についても再考が必要ではないかと考える。  
(都道府県体育・スポーツ協会)

【回答】

JSPO 公認スポーツ指導者の個人情報については、本人の許諾を得た範囲外には公開できないこととなり、市区町村教育委員会等は、範囲外となります。

JSPO が実施する「指導者マッチングサービス」をご利用いただければ、都道府県や市区町村教育委員会については、募集事案が無くとも、個人情報以外の情報は検索・閲覧できる仕様となっています。

参考として、東京都の事例では、行政、JSPO、都体協の三者が協力し、JSPO が都内のJSPO資格保有者に対して都の人材バンクへの登録案内を送付する取組みを行っております。

このような形で指導者情報を取得することは可能ですので、是非ご検討ください。

質問8 運動部活動の地域移行に協力したい考えはあるが、そのために必要なことは何か。例えば JSPO の指導者資格以外に必要な資格はあるのか。  
(中央競技団体)

【回答】

「運動部活動の地域移行に向けた検討会議提言」においては、子供、保護者の安全・安心のために、指導者が何らかの資格を保有する必要性が挙げられています。その中でも JSPO 公認スポーツ指導者資格がその具体例として挙げられております。

JSPO の加盟団体においては、公認スポーツ指導者の養成を積極的に進めていただくことにより、運動部活動の地域移行への貢献につながるものと考えております。

質問9 地域に移行した活動の指導に際して、指導者資格の保有を義務化するに当たっては、指導者の社会的地位や身分の補償が重要と考えている。国家資格化などさらなる変更は考えているのか。  
(中央競技団体)

【回答】

新しい地域スポーツにおいては、安全・安心にスポーツに親しめることが前提となります。とりわけ保護者、生徒からは、部活動の地域移行後も安全・安心を求める声が上がっており、スポーツ指導者の質的な保障が重要と考えます。

スポーツ指導者の資格は、JSPO 公認スポーツ指導者資格をはじめ、様々な民間団体が資格を認定しておりますが、運動部活動と同じように安心したスポーツ活動を実現するため、教師と同様な「公的な地位」を持つ者がスポーツ指導に従事する仕組みの構築が不可欠です。

具体的には、コーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」に基づいて養成・認定されるなど、一定の基準を満たした指導者資格を認定するような新たな仕組みの検討が必要であると考えております。

(実施団体関係)

質問 10 運動部活動を受け入れるスポーツ少年団や総合型クラブの数が少ない。  
受け皿確保についての具体的方策をどのように考えるか。  
(都道府県体育・スポーツ協会)

【回答】

都道府県体育・スポーツ協会においては、受け皿の確保に向けて、既存の総合型クラブ、スポーツ少年団の組織整備、拡充支援と、あらたな総合型クラブ、スポーツ少年団の創設支援もお願いしたいと考えております。創設や拡充に向けては、スポーツ振興くじの積極的な活用などをお願いします。

質問 11 受け皿として地方加盟団体のマンパワーが限られているところには、どのような工夫がなされるのか。  
(中央競技団体)

【回答】

令和 5 年度に国(スポーツ庁)が新たに実施する予定の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」では、都道府県、市区町村に「協議会」を設置することとしております。

それぞれの「協議会」には、地域スポーツに関わる様々な団体が参画すると考えられ、様々なステークホルダーと連携・協力することにより、マンパワー不足を補うことができると考えております。

質問 12 運動部活動の受入先について、現在は総合型クラブやスポーツ少年団の名前が挙がるが、結果的に競技団体の協力無しには実現できない部分も多いのではないかと。  
(都道府県体育・スポーツ協会)

【回答】

JSPO としましては、競技団体と総合型クラブ、スポーツ少年団の連携・協力が不可欠であると考えます。

令和 5 年度に国(スポーツ庁)が新たに実施する予定の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」で都道府県や市区町村に設置する「協議会」を通じて、総合型クラブ、スポーツ少年団、競技団体が連携・協力体制を構築いただきたいと考えております。

## 2. スポーツ庁の取組に関連する内容

質問1 地域移行について、指導者、施設、活動時間、費用等の具体的な内容について知りたい。

(中央競技団体)

### 【回答】

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言では、休日の運動部活動の地域移行について、令和5年度から3年間を目標として取り組むことが示されています。

文部科学省においては、令和5年度概算要求として、

- ① 受け皿となる運営団体と学校の連絡調整等を行うコーディネーターの配置
- ② 地域スポーツクラブ活動の運営団体等の体制整備
- ③ 指導者配置や人材バンクの設置、指導者養成講座の開催
- ④ 困窮世帯の子供についての参加費用負担

などの支援や部活動指導員の配置に必要な経費を含め、102億円を計上したところです。

詳細につきましては当日配布資料をご確認ください。

質問2 地域移行に関する費用、実施主体への補助は、

- ① 何年間ぐらい補助が続くのか。
- ② 補助費用手続き対応は実施主体である各チーム(組織・団体)が県庁地域スポーツ課とやり取りすることになるのか。

(中央競技団体)

### 【回答】

- ① 提言に示されている改革集中期間(令和5年度～令和7年度)にかけての補助として予定しています。ただし、補助の継続については、改革集中期間終了後の進捗状況に応じて検討していきます。
- ② 地域移行の形は地域によって様々ですが、各地域団体が市区町村もしくは都道府県庁の担当部署とやり取りされることを想定しています。

質問3 運動部活動の地域移行の推進、実施主体について、総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団に関してはJSPOになると思われるが、その他の受け皿における推進は各受け皿だけに任せられるものなのか。またスポーツ庁から繋がる県庁・市区町村地域スポーツ課が推進役になるのか?

(中央競技団体)

### 【回答】

地域におけるスポーツ機会を提供している組織・団体は多様であり、地域における新たなスポーツ環境の構築にあたっては当該地域の実情に応じた対応が求められるところと考えます。

質問に記載の「推進役」の意図するところにもよりますが、JSPO等の統括団体に所属していない地域スポーツ団体についても、自治体のスポーツ部局や教育委員会等と連携を図りながら、受け皿として地域のスポーツ環境の構築にご協力いただきたいと考えております。

なお、提言においては、地域における新たなスポーツ環境の構築にあたっては、市区町村においてスポーツ部局や教育委員会、学校、地域スポーツ団体等の関係者からなる協議会を設置したうえで地域移行の取組を推進することが示されており、スポーツ庁としてもそれに係る経費について概算要求に盛り込んでおります。

質問 4 兼職兼業に対して地域差があるが、ガイドラインに盛り込む内容等で全国的な統一化を図れるようなアプローチは検討されているのか、あるいは既に動かれているのか。また部活動を現場はそのままの形で継続したいというところも多く聞かすが、生徒もおり、指導を希望する教員がいる場合の最小限の地域移行の形の事例等や指針も示されるのか。

(中央競技団体)

**【回答】**

公立中学校の教師のなかには、部活動の地域移行後も中学生のスポーツ指導に携わりたいことを希望する方もいらっしゃいます。希望した教師が円滑に兼職兼業の許可が得られるよう、兼職兼業の対象となりうる例を整理し、今後、通知を発出する予定です。

現状においては生徒数と指導を希望する教師が十分にいる場合でも、長期的な視点にたってみれば、少子化や教師の人事異動等の影響で、既存の部活動を維持することが難しくなることが想定されます。こうした中でも、将来にわたり我が国の子供たちが継続してスポーツに親しめる機会を確保するため、地域の実情に応じた方法で地域移行の取組を推進していく必要があると考えております。地域の実情に応じた地域移行の事例については、昨年度の実践研究の成果をまとめ、事例集としてお示しする予定です。

各競技団体におかれましては、既存の運動部活動の支援に留まらず、中学年代の生徒の活動の受け入れや、地域のスポーツ環境の整備充実へのご協力をお願いいたします。

質問 5 具体的に教員が休日の部活動に携わることができなくなるのはいつ頃か。その場合はどういった方法で制約をかけるのか。

(中央競技団体)

**【回答】**

提言では、令和5年度からの3年間で公立中学校の休日の運動部活動を段階的に地域へ移行することを目指す旨が示されています。しかしながら、地域によっては地域スポーツ環境の環境整備に一定の時間を要する場合もあることが想定されます。現時点において、休日の運動部活動に教師が一切携わることができなくように制約等をつける予定はありません。

質問 6 小中男女共運動能力の低下と運動時間の減少の中、地域移行後も運動能力維持向上のための施策やデータ収集・分析などはスポーツ庁として行う予定があるか？

(中央競技団体)

**【回答】**

改革集中期間以降においても、全国体力・運動能力、運動習慣等調査やスポーツ庁で実施する様々な施策を通じて、子供たちの体力や運動能力維持向上やそれらのデータ収集・分析を行ってまいります。

質問 7 学校施設の利用はどのようになるのか。

(中央競技団体)

**【回答】**

提言では、各地方公共団体や地域スポーツ団体においては、地域スポーツ活動の実施場所として学校体育施設も活用できるように、例えば関係者の連絡調整のための協議会を設置し、利用ルールや責任分担の整理、利用割り当て調整等を実施することや、施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託すること等が方策として示されています。提言の内容も踏まえ、今後、学校体育施設の積極的な活用の促進を、通知にて依頼させていただく予定です。

質問 8 令和8年度以降休日の学校部活動は一切認められないのか、地域ごとに決めるのか。

(都道府県体育・スポーツ協会)

**【回答】**

令和5年度～7年度末の改革集中期間については、公立中学校における休日の運動部活動を地域移行することを想定しています。

地域によっては部活動の地域移行についての合意形成や条件整備等のため、地域移行の実現に更に時間を要する場合もある。そのような地域においては、改革集中期間において具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定する等、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指していただきたいと思います。

質問9 中山間地区といった住民が少なく、指導者の確保が難しいというところがある。全ての中学校に地域移行を進める計画か。

(都道府県体育・スポーツ協会)

【回答】

令和5年度～7年度末の改革集中期間については、公立中学校における休日の運動部活動を地域移行することを想定しています。また、地域によっては部活動の地域移行についての合意形成や条件整備等のため、地域移行の実現に更に時間を要する場合もある。そのような地域においては、改革集中期間において具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定する等、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指していただきたいと思います。

質問10 総括コーディネーターはどういった人材を想定しているか

(都道府県体育・スポーツ協会)

【回答】

スポーツ庁が都道府県・指定都市を対象に実施している地域運動部活動推進事業の実践研究において、総合型クラブの職員、自治体の教育委員会・スポーツ部局の職員、退職教師等がコーディネーターを担っている事例があります。また、地域スポーツの実情を熟知するスポーツ推進委員にもコーディネーターとして活躍いただくことも想定しております。

質問11 中学校の運動部活動について、土・日の活動を地域に移行(段階的に)する。また、平日についても同様の方針かと理解しているが、受皿(場所・指導者等々)の確保は十分な状況なのか、その現状や今後の見込み等について知りたい。

(関係団体)

【回答】

スポーツ庁としては、改革集中期間の間に、全国の休日の運動部活動を地域へ移行するために、約2万の運営団体の整備と8万人の指導者を確保すべく計画しています。改革集中期間の初年度に当たる令和5年度においては、運営団体を6,000団体、指導者を24,000人確保することを目標として概算要求を行っております。

質問12 この度の取組みについて(または、その扱い等について)公立学校と私立学校とで違いがあるかと思われるが、その辺りの整理はどのようなものか。

(関係団体)

【回答】

私立学校については、スポーツ分野で特色を出していたり、そのために自ら私立学校を選択している実態等もあります。学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましいとされています。

質問13 検討会議の提言においても、中学校と高校では共通の課題がある一方で、明らかに異なる点もあることから、全く同様の取組みという訳にはいかないのではと考えている。この辺りの方向性について現状を把握したい。

(中央競技団体・関係団体)

【回答】

提言では、公立及び国立の高等学校等についても、義務教育を修了し進路選択した高校生などが自らの意思で選択している実態等もあり、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましいとしております。

質問 14 今回の地域移行のめざすゴールは「学校部活動の地域への完全移行」と同時に学校部活動の解体なのか。部活動を支援するのか、中学生年代のスポーツを完全に引き受けていくのかにより、今後、活動方針が大きく変わる。

(中央競技団体)

**【回答】**

運動部活動の地域移行は、

- ①少子化のなかでも、子供たちにスポーツを継続して楽しむ機会を確保すること
  - ②部活動の教育的意義を継承・発展させ、新たな価値を創出すること
  - ③地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備すること
- を目指して行うものです。

地域における新たなスポーツ環境の構築の趣旨・目的は、どの生徒にとってもスポーツに親しむ機会を確保することであり、生徒自身が自らの志向やレベルに合う活動を選択できる環境を構築することが重要である旨が提言でも示されています。

各競技団体におかれましては、これらの趣旨を踏まえ、既存の運動部活動の支援に留まらず、中学年代の生徒の活動の受け入れや競技団体が主催する大会の在り方の見直し等にご協力をお願いいたします。

### **3. 日本中学校体育連盟の取組に関連する内容**

質問1 土日に教員が勤務しなくなった際、今後の大会運営等を日本中学校体育連盟としてどのように対応しようと考えているのか。

(都道府県体育・スポーツ協会)

**【回答】**

次期学習指導要領において、「教育課程の一環である運動部活動」の文言を見直すということは、お聞き及びのことと思います。しかし、現学習指導要領は昨年度から完全実施になっています。少なくとも、次期学習指導要領が告示されるであろう令和9年3月までは、今まで通りの形を踏襲せざるを得ないであろうと考えているところです。

それまでに、地域の受け皿が整備されていることを期待しています。そうでないと、結局は、子供たちに空白期間・すきま期間が生じることとなります。子供たちが不利益を被ることは断じて避けなければと考えております。

### **4. スポーツ安全協会の取組に関連する内容**

質問1 活動中の事故防止の設備点検、事故発生時の責任の所在はどこにあるのか。またそれに対応する保険制度はどうなっているのか。

(中央競技団体)

**【回答】**

部活動が地域移行した段階で学校管理下外となるため、一義的には実施主体が事故発生時及び事故防止上の責任を負います。但し、学校の設備を借用する場合で、設備に起因する事故が発生した場合には、学校にも所有・管理者としての責任があるため、施設の使用者である実施主体との責任関係については、ケースバイケースで判断されることとなります。

結果として実施主体の指導者等が法律上の損害賠償責任を負う場合には、スポーツ安全保険の賠償責任保険の支払対象となりますが、例えば施設所有者である学校に責任がある場合には、そもそも実施主体側には法律上の賠償責任が生じないため、保険の適用対象外となります。